

議会議案第1号

弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充と  
オンライン接見の早期法制化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び須崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年3月18日

須崎市議会議長 土居 信一 様

提出者 総務文教委員会委員長 大崎 宏明

## 弁護士等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充と

### オンライン接見の早期の法制化を求める意見書

身体拘束を受けている被疑者及び被告人（以下「被疑者等」という。）が、捜査官らの立会いなく弁護士と接見し、その助言を受けることは、被疑者等に対して適正な手続を保障し、ひいては、えん罪を防止するためにも重要な権利である。現行制度の下では、弁護士又は弁護士になろうとする者（以下「弁護士等」という。）が被疑者等と捜査官らの立会いなく接見するためには、弁護士等は、被疑者等が勾留されている警察署や拘置支所等に直接赴かなければならない。

高知県は、東西に広く、移動に時間がかかるため、弁護士等と被疑者等との接見に困難が生じやすい。弁護士等が被疑者等と接見する機会が都市部と異なることはあってはならない。しかも、一定の重大事件については、郡部で発生した事件であっても、起訴後は高知市内の拘置所に移管されるため、弁護士等が被疑者等と接見を行う困難は一層顕著なものとなっている。

2025年5月に成立した「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の附則第41条では、身体の拘束を受けている被告人と弁護士との間における映像と音声の送受信による通話を可能とする運用上の措置について、秘密性の確保等に配慮しつつ必要な取組を推進することが明記され、さらに、衆議院・参議院両法務委員会では、オンライン接見の実現に向けた環境整備を進めることが附帯決議に盛り込まれ、参議院法務委員会の附帯決議では、3年を目途としたオンライン接見法制化の検討が明記された。

しかし、附則に記載された「運用上の措置」では権利としての位置付けが不明確なままである。また、被疑者の多くが留置される警察署との接続を推進するとともに、秘密性が確保され、面会時間についても十分に配慮される必要がある。そのためには、地方自治体による予算措置のほか、国からの補助も検討されなければならない。

よって、国においては、弁護士等と被疑者等との接見において現に地域間格差が生じていることに鑑み、次の措置を採ることを強く求めるものである。

#### 記

- 1 刑事訴訟法第39条第1項へのオンライン接見の明記による早期の法制化
- 2 全国の地方検察庁・刑事施設、警察本部・警察署への非対面型外部交通の迅速な拡大
- 3 オンラインによる外部交通における完全な秘密性保障と時間制限の撤廃を含む運用改善
- 4 オンライン接見又はオンラインによる外部交通のシステム構築・運営のための十分な予算措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年3月18日

須崎市議会議長 土居 信一

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様